

岩手県における国と地方の協議会会議（平成 25 年 9 月 17 日開催）
議事概要

1 日 時 平成 25 年 9 月 17 日（火）午後 2 時から午後 2 時 30 分まで

2 場 所 朝日生命盛岡中央通ビル 4 階会議室

3 出席者 配付資料参照

4 議事要旨

(1) 国と地方の協議会の運営について、事務局から「岩手県における国と地方の協議会運営規則（案）」について説明があり、案のとおり了承された。

(2) 岩手県から提案された「再生可能エネルギー（風力・地熱）を活用した自立・分散型エネルギー体制確立のための特例」について、以下のやりとりがあった。

（岩手県）

- ・ 岩手県は東日本大震災津波により多大なライフラインの被害が発生し、復旧に時間を要した。
- ・ 東日本大震災津波の際の長期間にわたる停電を教訓とし、津波により甚大な被害を受けた沿岸部や内陸部の市町村において、災害時に一定のエネルギーの供給が可能な「災害に強い地域づくり」を復興の取組として位置付けている。
- ・ 東日本大震災復興特別区域法に基づく新たな特例措置の提案の検討を行うため、岩手県再生可能エネルギー復興推進協議会を設置し、協議を実施してきた。
- ・ 岩手県に豊富に賦存する再生可能エネルギーを活かし、電力自給率を向上するとともに、県内各地域で自立・分散型エネルギー供給体制を構築することが必要である。一方、風力及び地熱の導入適地の中には開発行為や農地転用が困難である農用地区域内農地や第 1 種農地が含まれることがあることから、農林水産業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入促進が共存できる環境整備が必要である。
- ・ 復興推進事業として再生可能エネルギーによる発電事業を定めた復興推進計画について認定を受けたときは、優良農地の確保に支障を生じないことを前提に、規制の特例措置として、農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定により許可を受けるべきものに対し、これらの許可があったものとみなすこととしていただきたい。

（国）

- ・ 津波被災地においては、復興整備計画の作成による農地転用規制の緩和等を措置しており、これを踏まえて、今後とも柔軟に対応していく考えである。復興に取り組まれている地域においては、土地利用の在り方や個別具体事案の調整について検討されていると思うが、必要があれば、担当職員を現地に派遣するなどし

て対応したいと考えている。

- ・ 農村地域の資源を活用して再生可能エネルギーを創出していくことは、農山漁村の活性化等に資するものとして重要と認識している。他方、農地は、食料供給や多面的機能の発揮といった重要な役割を果たす国内の限りある資源であり、優良な農地を確保することは必要である。このため、再生可能エネルギーの発電設備の取扱いについては、再生可能エネルギーの導入と優良農地の確保という双方の観点に留意しながら、全国的な制度の問題として検討したいと考えている。

(岩手県)

- ・ 津波被災地である沿岸市町村については、これまでも復興整備計画の作成に向けて国の御協力をいただいております、引き続き柔軟に対応していただきたい。
- ・ 今回の提案は、被災地での復興の取組として、自立・分散型エネルギー供給体制を構築することができるよう、復興特区として、内陸部を含んだ特例措置の創設を提案しているものである。
- ・ 全国的な制度の問題として検討するとのことだが、今想定されるスケジュールを教えてください。

(国)

- ・ 本年6月の規制改革実施計画において、風力発電設備の設置の取扱いについて閣議決定されている。この実施計画においては25年度に検討・結論を得ると定められている。現時点でそれ以上の具体的な日程は決まっていないが、引き続き検討を進めていきたい。

(岩手県)

- ・ 全国的な制度については、今年度、あと半年ぐらいの間にいろいろな動きがあると思うが、引き続き、情報提供をお願いしたい。
- ・ 今回の岩手県の提案や実情を配慮した検討をしていただきたい。

(国)

- ・ 情報提供については、復興庁を通じるなどして、適宜対応していきたい。
- ・ 今回の岩手県の提案や今日いただいた意見等も踏まえ、全国的な制度の問題として検討していきたい。

(以上)